

貸借対照表

(2023年3月31日 現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,758	流 動 負 債	10,888
現金及び預金	7	買掛金	1,292
売掛金	521	関係会社買掛金	5,990
関係会社売掛金	6,912	未払金	2,397
関係会社未収金	43	関係会社未払金	882
関係会社短期貸付金	150	未払費用	14
関係会社未収利息	1	未払法人税等	1
未収還付法人税等	0	未払消費税等	136
立替金	3	短期借入金	173
前払費用	118		
固 定 資 産	9,970	固 定 負 債	-
有形固定資産	65		
建設仮勘定	65		
無形固定資産	1,646		
ソフトウェア	429		
ソフトウェア仮勘定	1,216	負 債 合 計	10,888
投資その他の資産	8,258	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	7,276	株 主 資 本	6,839
長期前払費用	18	資 本 金	5
繰延税金資産	963	資 本 剰 余 金	7,849
		資本準備金	5
		その他資本剰余金	7,844
		利 益 剰 余 金	△ 1,014
		その他利益剰余金	△ 1,014
		繰越利益剰余金	△ 1,014
		(うち当期純損失)	(1,012)
		純 資 産 合 計	6,839
資 産 合 計	17,728	負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,728

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

ソフトウェア

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

(3) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、マネージド・セキュリティ・サービスに係るプラットフォーム利用料収入です。当社は、NTTセキュリティホールディングスグループにおけるマーケティング戦略、開発戦略及び事業戦略策定等を行っており、策定結果等を継続的に提供する契約を当社の子会社等と締結しています。

当該契約は、当社の顧客に対し包括的に役務を提供することを履行義務として識別しています。

当該履行義務は、一時点で充足される履行義務として、給付が完了した時点で収益を計上しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 7,276 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式について、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識を行います。

当事業年度において、評価損が認識された関係会社株式はありません。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高	7,739 百万円
仕入高	5,992 百万円
マネジメントフィー (親会社)	2 百万円
業務委託費 (子会社)	879 百万円

② 営業取引以外の取引による取引高
受取利息

1 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記
発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	11 株	-株	-株	11 株

5. 税効果会計に関する注記

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。
また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

繰延税金資産の主な発生原因は、関係会社株式評価損及び未確定債務であります。なお、繰延税金資産においては、評価性引当額 2,266 百万円を控除しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しており、NTT グループ会社からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7	7	-
(2) 売掛金	521	521	-
(3) 関係会社売掛金	6,912	6,912	-
(4) 関係会社未収入金	43	43	-
(5) 関係会社短期貸付金	150	150	-
資産計	7,633	7,633	-
(6) 買掛金	1,292	1,292	-
(7) 関係会社買掛金	5,990	5,990	-
(8) 未払金	2,397	2,397	-

(9) 関係会社未払金	882	882	-
(10) 短期借入金	173	173	-
負債計	10,734	10,734	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 関係会社売掛金、(4) 関係会社未収入金、(5) 関係会社短期貸付金、(6) 買掛金、(7) 関係会社買掛金、(8) 未払金、(9) 関係会社未払金、(10) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 市場価格の無い株式等

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
関係会社株式	7,276

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本電信 電話株式 会社	被所有 直接：100%	役務の受入れ 役務の提供 役員の兼任	サービス卸収入(注1)	2,306	関係会社 売掛金	1,478
				株式交換(注2)	1,040	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、交渉により決定しております。

(注2) 受け入れた関係会社株式の帳簿価額は、親会社である日本電信電話株式会社での帳簿価額を基礎として決定しております。詳細、「9.その他の注記」をご参照ください。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NTTセキュリティ・ジャパン株式会社	所有 間接：100%	役務の受入れ 役務の提供 役員の兼任	サービス卸収入(注1)	4,995	関係会社 売掛金	4,995
				サービス仕入(注1)	5,039	関係会社 買掛金	5,044
				業務委託(注1)	807	関係会社 未払金	807
子会社	NTT Security (Sweden) AB	所有 間接：100%	役務の受入れ 役務の提供	サービス仕入(注1)	910	関係会社 買掛金	910

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、交渉により決定しております。

(3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	NTTセキュリティ株式会社	-	役務の受入れ 役務の提供	サービス卸収入(注1)	519	売掛金	519
				サービス仕入(注1)	639	買掛金	639
				業務委託(注1)	2,397	未払金	2,397
親会社の子会社	NTTアドバンステクノロジー株式会社	-	役務の受入れ	サービス仕入(注1)	269	買掛金	298
親会社の子会社	NTTテクノクロス株式会社	-	役務の受入れ	サービス仕入(注1)	192	買掛金	181

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、交渉により決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

621,794,155円82銭

(2) 1株当たりの当期純損失(△)

△92,072,766円27銭

9. その他の注記

(重要な株式交換)

(1) 取引の概要

1. 対象となった会社の名称及びその事業内容

会社の名称	会社の主な事業内容
NTTセキュリティ・ジャパン株式会社	マネージドセキュリティサービス 事業

2. 株式交換期日

2022年4月1日

3. 株式交換の方法

当社を完全親会社とし、NTTセキュリティ・ジャパン株式会社を完全子会社とする株式交換であります。当社の完全親会社である日本電信電話株式会社の完全子会社間の株式交換であるため、無対価株式交換にて行いました。

4. 株式交換の目的

NTTグループのセキュリティ事業強化を図ることを目的としております。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

10. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。